

平成 27 年

## 乙訓福祉施設事務組合議会第 4 回定例会会議録

開会：平成27年12月22日

乙訓福祉施設事務組合議会

平成27年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会

目 次

○出席議員	.....	1
○欠席議員	.....	1
○事務局職員出席者	.....	1
○説明のため出席した者	.....	1
○議事日程	.....	2
○開 会	.....	3
○日 程 1	会議録署名議員の指名	3
○日 程 2	会期の決定	3
○日 程 3	副議長選挙	4
○日 程 4	管理者諸報告	4
○日 程 5	定期監査、例月出納検査結果の報告	6
○日 程 6	第10号議案 乙訓福祉施設事務組合個人情報保護条例の一 部改正について	7
○日 程 7	第11号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補 償等に関する条例の一部改正について	15
○日 程 8	第12号議案 平成27年度乙訓福祉施設事務組合一般会計 補正予算（第1号）	16
○閉 会	.....	28

平成27年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会

議事日程

平成27年12月22日(火)

午前10時00分開議

○出席議員(9名)

向日市	飛鳥井 佳子 議員	太田秀明 議員
	福田正人 議員	
長岡京市	白石多津子 議員	武山彩子 議員
	田村直義 議員	
大山崎町	辻 真理子 議員	波多野庇砂 議員
	森田俊尚 議員	

○欠席議員

なし

○議会事務局職員出席者

半田麻子 書記

○地方自治法第121条の規定により、説明のために出席した者(11名)

安田守	管理 者(向日市長)
中小路健吾	副管理 者(長岡京市長)
山本圭一	副管理 者(大山崎町長)
岩崎英樹	監査委員
藤本正次	事務局長
大八木貴之	会計管理 者(向日市会計管理 者)
河原崎清隆	事務局次長兼総務課長
石野功一	乙訓若竹苑施設長
渡辺三知雄	乙訓ボニーの学校施設長
関本信夫	介護障害審査課長
中川仁夫	障がい者相談支援課長

○議事日程

日程 1 会議録署名議員の指名

日程 2 会期の決定

日程 3 副議長選挙

日程 4 管理者諸報告

日程 5 定期監査、例月出納検査結果の報告

日程 6 第10号議案

乙訓福祉施設事務組合個人情報保護条例の一部改正について

日程 7 第11号議案

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程 8 第12号議案

平成27年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第1号）

○会議録署名議員

長岡京市 田村直義 議員

向日市 福田正人 議員

(開会 午前10時00分)

○波多野庇砂議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数は9人であります。

それでは、ただいまから、平成27年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を開会いたします。

日程に入ります前に、先般、長岡市議会議員役職改選が行われ、本組合議員として、新たに白石多津子議員、武山彩子議員、田村直義議員をお迎えすることになりました。ここにご紹介させていただきます。

それでは、各議員の皆様には、一言ご挨拶をお願いします。

白石議員。

○白石多津子議員 長岡市の白石でございます。引き続き、また2年間乙訓福祉施設事務組合議会で頑張りたいと思いますので、皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 同じく、長岡市の武山です。2年間、引き続き乙訓福祉施設事務組合の議員として頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○波多野庇砂議長 田村議員。

○田村直義議員 皆さん、おはようございます。長岡市から選出されました平成同志クラブの田村直義でございます。新人ではございますが、乙訓の福祉事業充実のために、皆さんと一緒に頑張っていきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○波多野庇砂議長 ありがとうございました。

それでは、これより日程に入ります。

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によりまして、長岡市の田村直義議員、向日市の福田正人議員を指名いたします。

○波多野庇砂議長 日程2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、よって、会期は本日1日限りといたします。

○波多野庇砂議長 日程3、副議長選挙を行います。

お諮りします。本件につきましては、先ほど開催いたしました議員全員協議会でご審議い

ただきましたとおり、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、議長によります指名推薦の方法により行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、副議長については、長岡京市の田村直義議員を指名いたします。

お諮りします。田村直義議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、乙訓福祉施設事務組合議会副議長は、長岡京市の田村直義議員と決しました。

ただいま当選されました田村直義議員から、一言ご挨拶を賜りたいと存じます。

○田村直義議員　ただいま、皆様からのご推挙によりまして、副議長に就任させていただきました田村直義でございます。波多野議長の補佐役といったしまして、議長をサポートし、スマートな運営ができますよう頑張って務めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○波多野庄砂議長　ありがとうございます。

それでは、副議長席にお座りいただきたいと思います。

(田村直義議員、副議長席に着席)

○波多野庄砂議長　日程4、管理者諸報告であります。

安田管理者。

○安田　守管理者　おはようございます。

本日、ここに平成27年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

諸報告の前に、先般の長岡京市議会の議員役職改選によりまして、本組合議員に、白石多津子議員、武山彩子議員、田村直義議員を新たにお迎えすることになりました。議員の皆様におかれましては、本組合発展のため、今後ともご指導、ご協力賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

また、ただいま本組合議会副議長に田村直義議員が就任されましたことを、心からお祝い申し上げますとともに、今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、9月定例会以降の報告をさせていただきます。

最初に、総務関係でございます。

本組合職員採用試験を実施し、選考の結果、事務職員1名を平成28年4月から採用する

予定でございます。

次に、今年度第2回目の本組合運営協議会全体会を11月18日に開催し、平成28年度の予算（案）等につきまして、構成市町福祉担当委員との意見交換を行いました。

最後に、今年度の防災訓練につきましては、全体訓練として10月20日に地震想定及び火災訓練を実施いたしました。

次に、若竹苑の関係でございます。

現在の利用者数は、就労継続支援35名、生活介護6名、合わせて41名となっております。市町別利用者数は、向日市8名、長岡京市25名、大山崎町5名、京都市3名となっております。

また、地域活動支援センター事業の登録者数は24名で、市町別では、向日市7名、長岡京市13名、大山崎町4名となっております。日中一時支援事業の登録者数は52名でございます。

行事関係でございますが、11・12月に各事業の日帰り旅行を実施いたしました。就労継続支援事業では、京都新聞社会福祉事業団の障がいのある人を応援する事業「工賃増への取り組み」への応募をしたところ、補助金をいただくことになり、新しい授産作業となる「染め物」を計画しているところでございます。

また、各事業で事業報告会を実施し、職員とご家族の方との交流の機会を持ちました。

最後に、本年の支援は28日で終了し、来年は5日から再開する予定でございます。

次に、介護障害審査課の関係でございます。・

まず、介護認定審査会の本年4月から11月末までの審査状況でございます。お手元にお配りさせていただいております資料の1ページ目にその概要を記載いたしておりますが、合議体を144回開催し4,231件の二次判定を行いました。

次に、障害支援区分認定審査会の本年4月から11月末までの審査状況でございます。資料の2ページをご覧ください。合議体を16回開催し251件の二次判定を行いました。

次に、障がい者相談支援課の関係でございます。

乙訓圏域障がい者自立支援協議会では、2部会、1委員会と3プロジェクトを組織し、協議を進めています。医療的ケア委員会では、医療的ケアの必要な人の短期入所について協議し、他圏域の事業所を見学いたしました。障がい者虐待防止センターでは、保健所、二市一町の行政やサービス提供事業所と連携し、事案に対応しております。基幹相談支援センターでは、相談員の専門性の向上のため、12月10日に「相談支援事業従事者研修」を実施し、権利擁護について学びました。

最後に、ポニーの学校の関係でございます。

まず、10月以降の利用状況ですが、現在110組の通園児並びに保護者の方が利用されております。内訳は、向日市39組、長岡市59組、大山崎町12組でございます。

行事関係では、11月4日に秋の遠足として、親子44人が城陽市の鴻の巣山運動公園に出かけました。また、12月6日には、父母の会と共に開催をお楽しみ会を開催しました。

なお、本年の療育は12月25日に終了し、新年は1月7日から再開する予定となっております。

報告は、以上でございます。

○波多野庇砂議長 以上で管理者諸報告を終わります。

日程5、定期監査及び例月出納検査結果の報告であります。

監査委員の報告を求めます。

岩崎監査委員。

○岩崎英樹監査委員 それでは、ご報告申し上げます。

地方自治法第199条の第4項の規定に基づく定期監査を、平成27年10月29日に実施、また、同法第235条の2第1項の規定に基づく例月出納検査を、9月28日、10月29日及び11月24日に実施いたしましたので、同法第199条第9項及び第235条の2第3項の規定により、その結果を報告申し上げます。

監査の概要及び検査の結果につきましては、お手元にお配りいたしております報告書のとおりでございます。なお、報告書にありますとおり、事務事業の執行及び各月の出納などにつきましては適正に処理されておりました。

以上で定期監査及び例月出納検査の結果報告を終わります。

○波多野庇砂議長 以上で定期監査及び例月出納検査結果の報告を終わります。

日程6、第10号議案、乙訓福祉施設事務組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第10議案、乙訓福祉施設事務組合個人情報保護条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の保護措置等に係る規定について、さらなる厳格な規定等の整備を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見ございますか。

辻議員。

○辻 真理子議員 これ、マイナンバー制度が導入されたことによっての条例改正ということ  
で、認識は合ってますでしょうか。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 そのとおりでございます。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 マイナンバー制度の導入ということが前提だと思うんですけども、もし、  
これが例えれば否決されたりとかしたら、これが何らかの影響があるかどうかを、教えていた  
だきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 この条例は、個人情報を、マイナンバー法の施行に伴って、より厳格に保  
護するために条例を設定するものでございます。この条例が設定されませんと、個人情報が  
保護されないということになります。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 この議案の3ページ目に当たると思うんですけども、開示の請求というと  
ころがあると思うんです。この開示の請求というのが、例えば実施者の方が処理するために  
必要なものを開示できるということなのか、マイポータル制度の開示の請求なのか、ちよつ  
とこの辺、教えていただきたいのですが。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 ここの開示請求、本人にかわって開示請求ができるというところのご質問  
で、それで。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 代理人ということもあるんですけども、実際にこの開示の請求というのは、  
マイナンバーが入ったことによっての自分で見られる、マイポータルとか、そういうのでは  
ないのか、ちょっとその点を。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 それとは違います。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 一つ上の第9条の3項のところなんんですけども、実施機関というのは、ど

こに値することになりますか。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 本組合です。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 となれば、この乙福が実施者という、この実施機関になって、処理するためには必要であるというのは、例えば二市一町に、その個人情報を提供するという理解で合ってますでしょうか。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 基本的にそのような想定はしておりません。例えば、この組合に働かれている職員さん等の番号を、事業所として提示する義務等もございますので、基本的にはそのように考えていただいているのです。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 そうしましたら、このマイナンバーの番号を、二市一町とこの乙福でのやりとりという、例えば利用者さんの、若竹苑に通つてこられる方の何らかの請求であったり、ということに番号が、二市一町と乙福が何かやりとりをすることがあるのかないのか、ちょっと教えていただきたいのですが。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 そのような想定はしておりません。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 今のご質問の中で、この個人情報保護条例に追加、個人番号について追加されるのは、職員さんのいろんな手続、給与の関係とか、そういうときに必要なものだというふうに理解しました。

利用者の番号は、想定していないと、利用とか提供は想定していないということなんですが、例えば、仮に、これまでの事務と比べてみて、職員さんの個人番号がなかったらできない事務というのはあるのでしょうか。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 御存じのように、事業所は個人番号を届け出ることが義務づけられておりますが、個人の方は、そういう義務は、届けないことに対しての罰則はございませんので、基本的には届けない方は届けなくて処理ができると思っております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 そうすると、この個人情報保護条例の一部改正によって、例えば仮に、職員さんの中で個人番号を書かずにいろんな手續を進められ場合に、開示であったり利用であつ

たり、提供であつたりとかという、こここのどこまでを保護するかとか、どこまで見られる、実施機関である乙福の事務の方々が見られる範囲なのかとかということを規定するものという理解でよろしいのですかね。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 ちょっと、私も、理解しにくいんですけれども、基本的に個人情報保護条例がございまして、それで全部カバーはされております。それに附帯して、個人番号、マイナンバーがつくことによりまして、それをさらに厳格にするために条例をするわけでして、今、ちょっとおっしゃっていることが、私、すみません、理解ができなくて申しわけないんですけど、特にマイナンバー法ができたからといって、このマイナンバー法を知らせないとによって、情報が漏れたりとか、そういうことはありません。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 例えば、第9条の2のところに、保有特定個人情報の利用の制限というところに、例えば、本人の同意があつてとか、いろいろ条件があつて、そういうある一定の条件が満たせば、第三者に対して、実施機関が特定個人情報を、代わりに書くというか、使用することができるということが書かれてあるのかなというふうに思っていたので、厳格に個人番号についての取り扱いを事務の方々がどのように扱っていくのかということを、例えば個人の、本人の同意がないところで、勝手に使ってはいけませんよとか、そういうことが書いてあるのかなという理解をしました。わかりました、ありがとうございます。

例えば、第12条、これも個人情報保護条例の中で、いろいろ、こういう場合はこうしようということを、いろんなパターンで厳格に定めるという中身のことだとは思うんですが、例えば、第12条で、開示の請求で、代理人が個人番号を扱う情報を開示請求することができる場合のことが書かれてあるんですが、例えば、代理人が開示請求するというのは、職員さんの代理人ということであろうと思うんですけども、どんな場合が想定されるかについては、何か示されていますでしょうか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 基本的に、この条例そのものが、おおむね行政の方で、市町さんの方で上げられている条例を、ほぼ持ってきている部分があります。どの部分だけ、といいますのは、我々が今想定していますマイナンバーの関係で言いますと、職員さんあるいは議員の皆さん方、あるいは介護障害審査課の方でも審査会でいろいろ先生にお世話になっています、そういう報酬等お支払いしている方を、限定して想定しております。

先ほど、管理者からも申しましたように、その他のいわゆる施設の利用者の方の情報とかというのは、今のところ特に想定しておりません。特にそういう必要というのが、今の段階

では少なくとも、はっきりとした指針がございませんので、想定しておりません。

そういうところから言いますと、この条例の中ではいろんなパターンが書いてありますが、うちの中で、この中で一定該当している部分はある程度限られた部分になりますので、個人の方で、そういった、先ほど申しましたような範囲の方だけに限られてくるのかなと、そういう、いわゆる一言で言いますと、給与事務に関しての、源泉徴収とかの関係にあって、限られてくるのかなと思いますので、それ以外についての条文は、なかなかこの条文をうちだけに限定する内容の条文にすることがちょっと難しかった部分がございまして、ですから、ちょっと、極論を言うと、ほとんど関係のないような条文も入ってるというようなことにもなってまいります。そういうふうな解釈で、今のところおります。

○波多野庇砂議長 ほかにございますか。

太田議員。

○太田秀明議員 非常にわかりにくいですよね、マイナンバーって、それぞれの機関がどういう形で対処するかという具体例がイメージできない中で、この文言を見て議論してるんですけども、この文言を見ただけではよくわからないですね。

先ほど、実施機関という言葉がありましたよね。実施機関は組合ですということをおっしゃったのですが、実施機関の本来の定義というのは、すみません、間違っていたら申しわけないのですけども、例えば、地域活動支援センターの事業をやられているところ、生活介護事業をやられているところ、それが実施機関という、私はそういう理解をしていましたんですけども、それでいいですかね。

実施機関の定義ってありますよね。組合は組合であって、全体の実施機関かもわからないですけども、本来の意味の実施機関の定義というのは、それぞれの事業を実施しているところが実施機関であって、実施機関同士の情報のやりとりについて、各構成団体は、この前、条例化をされた部分がありますよね。

今後、この個人情報保護条例の一部改正に伴って、内部の条例をまたつくられるのかなと、構成団体と同じように、というのは、それが実施機関同士のやりとりということになりますね。あるいは外部との照会のやりとり、いわゆる情報提供者が構成団体になったり、乙訓福祉施設事務組合になったり、どちらかが照会者になったりという形で、だと思うんですね。そういうのを含めて、いろいろと誤解があるのじゃないかなと、先ほど管理者は照会はないというようなこともおっしゃったし、ひょっとして、構成団体への照会はあって、構成団体か、ほかの機関がこちらへの照会はないのか、その辺もところも、非常に、現時点では曖昧ではないかなというふうに思うんですけど、その辺ちょっと含めて、いろいろ言いましたけれども、お答えいただければ。

○波多野庶砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 先ほど局長も申しましたように、基本的には職員の給与システムしか想定しておりません。ということで、乙訓福祉施設事務組合が、そこに皆さん所属しているということですので、そこが実施機関という認識をしておりますし、そして、職員の情報だけなので、特に照会云々ということではないと考えております。例えば、市町村のように、職員さんの情報じゃなくて、住民の皆さんの情報を扱っている場合は、その情報を相互利用したりする、非常に、もちろん御存じのように、そういう条例も必要ですし、そういう考えもありますけれども、我々、今のところ、利用者に関しては全く、そのマイナンバーを、例えば知ることも、そしてそれを利用することも、考えておりませんし、例えば、若竹苑で働いておられる職員さんと、ポニーの学校で働いておられる職員さんの実施機関が違うと言われれば、そういう考え方もあるかもしれないんですけど、一応乙訓福祉施設事務組合というところで働いておられるということで、実施機関ということの考え方を、今のところはしております。

○波多野庶砂議長 太田議員。

○太田秀明議員 実施機関というの、私が別に解説することはないんですけども、その定義はそれぞれの部署、構成団体だったら、例えば福祉部、環境部、そういうことだと思うんですけどね。情報公開条例ってあるじゃないですか。その実施機関の定義はそうなんです、確か。

ですから、定義って私が決めたわけではなくて、お偉い方が決められて、それはいいですけど、だけど、わからないのは例えばこの利用者の情報ってありますよね。情報があるから個人情報保護条例ができるわけで、そのことに対して、マイナンバーができたというのは、その個人から情報を得ることなく、構成団体の方からマイナンバーを通じて情報を得やすくするというのが、マイナンバーの一つの利点だというふうに思うんです。

ですから、今後、そういうことがあり得ると思うんです。今、構成団体の照会が一切ないという状況の中で、この中だけで情報を取得していると、直接取得ですよね、ということだったらしいんですけども、私は仕組みはわかりませんけどもね、将来、その人たち個々に聞かずに、ナンバーを聞けば、すぐに情報が引き出せるというふうになりますよね。

それと同時に、今までの個人情報保護条例と、特定保護とどう違うのだという、非常に難しいんですよね。私も、いろいろ見てもなかなか、頭悪いので理解できないんですけども、マイナンバー、例えばこの条例がない場合でも、個人情報保護条例がある限りは、個人情報は守られるんですよね。

それって、例えば特定の個人が識別されるという、これ、特定の場合、ナンバーの場合はナンバーがそうなるんですけども、そうでない全体の情報というのは、名前でもそうですけ

ども、生年月日でもそうですけども、個人が識別されますよね。ですから、先ほど、我々、この条例が、私、別に反対ではないですよ、この条例がなくても個人情報は保護されるという認識でないといかんですよね、この条例がなかつたら個人情報が保護されないということはあり得ない、マイナンバーも識別されるための個人情報ですから、個人情報保護条例でカバーされるはずなんです。そういう説明がないと、みんな誤解するのではないかなど、といって、私自身が誤解してしゃべってるかもわかりません。

非常に難しいなという、私はいずれ、このマイナンバーは、住民基本台帳、ナンバーありましたよね、私はカードも取得して、あれでもすったもんだして、何かいつの間にか、もうやめてしまうんだと、その説明も何もないですね、私もお金出してカードつくりましたけど、1回だけ、東京で住民票を出しました、それは便利だと思うんですけど、それ1回だけですよ、使ったのは。

ですから、すったもんだして、あれだけ反対があって、やったものは、いつの間にかやめるということですよね。ですから、マイナンバーも恐らく世界的に見て、このようなマイナンバー採用しているところはないと、公にですよ、任意ではありますけども。

ですから、イギリスでもそうですけども、やめたという経緯がありますよね。いずれ、ひょっとしたらやめる可能性は非常に大きいのではないかなというふうに思うんです。いろんなものをリンクして、いいはずないですから。ただ、そういう意味では、恐らくほとんどの人が、よくわからない中で、このマイナンバー制度を実施しようとしてるところに、何か非常に残念な、私たちも、わからない中でこうやってしゃべって、簡単に言えば、脱税とかをやめさせるのにはいいのかもわからないんですけど、ほかで余りこういうこと、いろんなものをリンクさせることは、かなりマイナスが多いなというふうに思います。

そういう中途半端な中で、私も賛成してきました。しかし、実際に運用する場合は、かなり難しいのではないかなど、逆に、思うので、間違った情報だけは市民の人に与えないようにしていかないかんという使命は、義務は、やっぱり行政側にありますので、ぜひその辺のところ、いろいろしゃべりましたけども、いろいろしゃべる中で、もし質問があって、今記憶していないんですけど、あつたらお答えいただければありがたいなと思います。これから姿勢ですね、そういうもの、どういうふうに、ですから、構成団体とのリンク、必ず出てくると思いますので。

○波多野底砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 おっしゃってる意味はわかります。わかりますが、現時点で、構成団体と利用者の方のリンクについては想定していませんので、なかなかそういうところに対して論ずるのは難しいかなと思っておりますし、そして、何よりも、一番なのは、やっぱり法定の

事務というか、ここの場合は事業者に課せられた責務でありますので、それを肅々とやらなければいけないということがありますので、そのあたりはご理解いただきたいと思いますし、今後、いろんな利用がもし始まるのであれば、その都度議会の皆さんとお諮りをしながら、その是非については問うていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○波多野庇砂議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

武山議員。

○武山彩子議員 先ほどからの質疑のご答弁の中で、条例で個人番号の保護を厳格化するためには改正が必要というふうにおっしゃったことは、一定理解はするんですけども、私も個人番号の条項を特に条例の中で加えなくても、個人情報保護条例が、もう本当に個人情報のあらゆることをきちんと保護をするという条例なので、改正はしなくてもよいのではないかなどというのは、一つ思っています。

それと、もともと所属している政党の日本共産党は、国会の方でも、大もとの法律の施行によって個人番号の12桁に含まれている情報が、所得税、保険、疾病歴、既往歴とともに含めて、これからどんどん拡大して情報が一元集中されていくことが含まれていますので、そのリスクの大きさから、この法律の存在そのものに反対をしております。ですから、リスクをどのように回避していくのかということが、国から具体的に示されていない中で、この条例で、個人情報の一つとして個人番号を厳格に扱いますというふうに定めたとしても、思わずところで職員の情報が漏れるリスクがこれから生まれてくると、そういう可能性をはらんでいる限りにおいては、やっぱり個人情報の使用を前提とするこの条例の改正というのは、賛成できないなというふうに思っております。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 私も、所属している共産党の方からも、やはりいま一度このマイナンバー制度については、社会保障の抑制になるのではないかと懸念されているのと、6月に、年金の個人情報が流出された件もありまして、まだまだこの情報というものが、果たして本当に必要なかどうかというのは、まだ懸念しているところですので、反対とさせていただきます。

○波多野庇砂議長 次に、賛成討論を求めます。

○波多野庇砂議長 太田議員。

○太田秀明議員 賛成ではないのですけども、よくわからない、税の補足という主題があるわけですけども、それは合理的かなというふうに思いますし、あまりにもその範囲を広げていくと、必ずマイナス要素が出てくるという意味合いで、現時点では反対、きっちとした反対の理由が、想定はできるけども、具体的に言えない、積極的にこうだと、賛成することも言えないということで、今のところ、今の範囲では、採用しても余り問題はないでしょうけども、これはどんどん範囲を広げていくと必ず問題が出てくるので、その辺に、具体的になつたら、大いにやっぱり反対すべきところは反対したいなというふうに思いますし、現時点では、消極的に賛成という形です。

○波多野庇砂議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

ご意見も尽きたようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第10号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数あります。よって、第10号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長 日程7、第11号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田 守管理者 第11号議案、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に一元化されたことに伴い、共済組合の組合員であった者に対して行う年金たる補償及び休業補償に係る支給額の調整率を定める等の必要があるので、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入れます。

第11号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決することに決しました。

○波多野庇砂議長　日程8、第12議案、平成27年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

安田管理者。

○安田　守管理者　第12議案、平成27年度乙訓福祉施設事務組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、人事異動に伴います職員人件費の組み替え及び若竹苑の空調設備改修工事の契約差金の予備費への振り替えが主なものでございます。よって、既定の歳入歳出予算総額に増減はございません。また、債務負担行為の補正といたしまして、要介護支援システム一式借上料について計上いたしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○波多野庇砂議長　説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

武山議員。

○武山彩子議員　4ページの、今管理者からご説明が少しありました乙訓若竹苑施設改修工事が520万円減額になっていて、今のご説明ですと、予備費への振り替えということだったんですが、ちょっと詳細、詳しくお聞かせいただけますか。

○波多野庇砂議長　藤本事務局長。

○藤本正次事務局長　これにつきましては、空調の工事でございまして、本年4月、5月で完了したわけでございますけれども、トータルで約700万円、800万円ほどの契約差金、

出たんですけども、ただ、附帯した工事がちょっとございまして、それらも含めまして、そちらの方に使用しておりますので、最終的にはこの520万円の契約差金の減額という形で上げさせていただいております。

特に入札等で、問題ございませんでして、若干、当初想定してたよりも、工事の施工の工法について見直しをした等のことによりまして、当初想定していたよりも安価で済んだということによる剩余金というふうになっております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 ちょっと、補正予算を見直したら出てくるのかなと、ごめんなさい、見返してなくて申しわけないんですが、確か当初予算では、324万円でしたっけ、で、空調の改修工事費が上がっていたと思うんですが、それよりもたくさんかかるというのが年度途中の見通しだったんですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 3,240万円でございます。いわゆる設計費も含めまして、その金額で上げております。そことの契約差金ということでございます。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 桁見間違えて、ごめんなさい。3,240万円の当初予算で見込んでたけれども、工法の見直しとかで、この契約残が出たという形ですね。わかりました。

それと、人件費で、結構たくさん減額だったり増額だったりというのがあるなあというふうに見ておりまして、一つは、若竹苑の職員給料が336万5,000円減額というのは、これはどういう中身ですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 若竹苑に限りますと、1名の常勤の指導員が、本年4月から乙訓障がい者虐待防止センターの相談員という形で異動してまいりましたので、その分、その補充は特にしませんでしたので、その分、若竹苑の方は、給与費が減額になったと。

逆に、その後のページを見ていただきますと、乙訓障がい者虐待防止センターの方に関しては、増えているというような形でござります。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 それで、この乙訓障がい者虐待防止センターのところで、職員給与540万円増というふうに上がっています、ここだと思うんですけど、差額が210万円ほどですか、あるので、ここは、この差額というのはどういうふうに理解したらよろしいのですか。差し引き210万円増えてますよね、異動によって。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 移動いたしましたんですけども、1名だけでございませんでして、従来嘱託の課長の方がおられたんですけども、GMということで、その方に、いわゆるGM職と、専任でついていただきまして、新たに、これも常勤の課長職を、そちらの方に、ポニーの学校の方から今度は持ってまいりまして、ですから、受けた方の障がい者相談支援課につきましては、実質2名常勤が入ってきたというような形、その辺で差額が出ております。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 ポニーの学校の方で、これもまた540万円の職員給与の減があって、実は、私、このポニーの学校の職員給与と、乙訓障がい者虐待防止センターと乙訓障がい者基幹相談支援センターの給与の増というのが、ほぼ同額なので、ポニーの学校から1名異動されたんだなというふうに、補正予算の予算書だけ見てて、理解してたんです。今、おっしゃったみたいに、若竹苑からの1名と、ポニーの学校からの異動ということで言うと、540万円の増だけでは少ないなと思っているんですけど、ちょっとどう理解したらいいのかなというのがわからなくて、ご説明いただけますか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 おっしゃるように、受けた方の乙訓障がい者虐待防止センター事業につきましては、従来、嘱託で賄っていた部分が、常勤が2名増えたと、1名は課長職で入ったということで、もう1名は若竹苑の指導員が異動したということで、合わせて540万円の増ということでございます。

ちょっと、これ、各それぞれで見るよりは、全体でご説明した方がわかりやすいかなと思うんですけども、全体的にご説明させていただきますと、トータルといたしまして、今回の人事費の補正につきましては、まず、嘱託の職員さんが2名増えられております。そのうちの1名はポニーの学校の方で相談支援事業の、非常に業務が増えておりますので、そちらの方の強化のために1名増員して、ということと、従来まで、本年3月まで若竹苑の方で施設長をお勤めいただいた渡辺氏が嘱託という形でポニーの学校の方に施設長でおつきになられた、その方で2名の嘱託の方が増員されております。

一方で、それで、金額で言いますと、約680万円ほどの増額になっております。それは、後の方のページの給与費明細書の方にも書かせていただいておりますけれども、特別職、つまりこの嘱託の職員の給与が680万円ほど増額になっていると。一方で、常勤の職員は人数減ったわけではないんですけども、内部の異動ですので、トータルとして人数は減ったわけではないんですけども、実は介護休業で約1年近く休んでおる職員がございまして、その者の人事費が、支出がありませんでしたので、その分の減と、あと、またもう1名は育児休業の方をとっておりましたので、その分の、約4ヶ月程度の分の、合わせて約1年程度

の分の減額にされております。結果論として、ほぼ、その嘱託で増えられた方の入件費の増と、一般職の方の入件費の減が、ちょうど大体ほぼ同額で相殺されておるというような形が、全体像でございまして、内訳は、今議員おっしゃったような形で、各課の異動がございますので、ちょっとわかりづらいかなとは思うんですけれども、全体としまして、入件費としては、増減がほとんどんとんというような形での補正というふうになっております。

○波多野庇砂議長 ほか、ございますか。

太田議員。

○太田秀明議員 職員数、1人減ってますよね。だから、今おっしゃった人事異動ということじゃなくて、これ、職員さんが退職されたのではないですか。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 実は、年度途中で1名やめています。先ほど、管理者諸報告にもございましたけれども、今年度急遽職員を採用したという、総務課の方の、諸報告で言ってますように、実はその職員がちょうど9月末でやめておりましたので、この一般職の職員数、補正に載せております数字は、12月1日現在で載せておりますので、そこで1名減になっているだけでございますので、来年4月1日についていえば30人で、もとに戻ると。ですから、今現在切り取って言いますと、1名、そのやめた職員の分だけ減っている、そういうご理解いただきましたらと思います。

○波多野庇砂議長 ほかに、ございますか。

飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 プライバシーにかかわったらあれなんですけど、やめられた理由なんて聞いてよろしいですか。言える範囲だけでいいです。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 まだ入庁して、3年、4年ぐらいの若い職員でしたけれども、昔から自分でやりたい職があるというようなことで、新しい、そういう学校とかに入るというようなことで言ってましたので、できたらずっといていただきたいなと思っていましたから、慰留もいたしましたけれども、本人の意思も固かったのでということもございまして、そういう形で退職いたしました。

○波多野庇砂議長 いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、質問も尽きたようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、反対討論を求めます。

(「なし」の声あり)

次に、賛成討論を求めます。

(「なし」の声あり)

ご意見もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

第12号議案について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了することとなります。せっかくの機会でございますので、議員の皆様より、当組合に関連する事案で、何かございましたら、その他としてご発言の場を設けたいと存じますが、しかしながら、前もっての通告をいただいている形でありますので、直ちにご回答いただけないこともありますので、その場合は後日の機会にご回答いただることとなりますので、前もってご了承ください。

それでは、何かございますか。

飛鳥井議員。

○飛鳥井佳子議員 要望なんですけども、虐待防止の啓発のためにも、看板の位置についてお願いしてるんですけども、ご検討はされてるということなんですけども、次回の予算に反映されるのでしょうか。できればそうしていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○波多野庇砂議長 ほかに、何かございましたら。

白石議員。

○白石多津子議員 毎回の質問のようで、非常に恐縮なんですけれども、例えば来年28年度の4月の入苑予定者というのは、どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。ポニーの学校の相談事業の方も入れていただいたらと思います。

○波多野庇砂議長 石野乙訓若竹苑施設長。

○石野功一乙訓若竹苑施設長 若竹苑に関しましては、新年から1名入ってくる予定でございます。その後は、まだ聞いてはいないんですけど。新年に入ってくるのは、継続の方で1名です。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 ありがとうございます。それは、継続Bですね。

支援学校、私がいつもお伺いしているのは、支援学校を卒業されてきて、若竹苑を希望されていても、なかなか入苑できないというのが、皆さんのお懸念事項であると思うんですけども、28年度に関してはどうなのかということと、最大の皆さんのお問題である29年度、

29年度もあと1年後、やっぱりそういう希望する人が既に出てくるわけで、そのことに対して、28年度どういうふうに改善していくのか、前回のときもお聞きしました答弁というのは、私も覚えておりますけれども、希望としては、例えば、若竹苑側の、施設側の希望としては、例えばこういうふうになれば受け入れられるとか、こういうふうになればもうちょっと増員できるとか、そういう大きな中でのお考えとかがあれば、教えていただきたいと思います。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 生活介護のことをおっしゃっているんだと思いますけれども、28年度につきましては、今ご説明申し上げたとおり、現状でいけるということあります。

ただ、生活介護につきましては、民間もたくさん、行っておられる方もいらっしゃいますし、公の施設として、果たしてどのような事業を行っていくか、私の考えとしましては、公の施設でありますから、一人の方がずっと使われるのではなくて、いろんな方がご利用できてこそ、公の施設の意義があるとも思っておりますし、そういった中では、これから民間施設さんがどれぐらい定員を増やされるのか等々も、まだわからないところもあります。

そういった中で、公の施設のあり方、そして、民間の施設の受け入れ、それを含めまして、また29年度につきましても考えてまいりたいと思っております。現時点では、28年度、差し迫って状況が変わりませんので、その間、一年かけてまた二市一町でも話し合いながら、このあり方については検討してまいりたいと思っております。

○波多野庇砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 今、管理者の方からご説明いただきまして、ありがとうございます。ただ、公の施設であって、今回は、それぞれのところに落ち着かれたということですけれども、昨年も、その前も、希望しながら結局は最終的にほかのところに落ち着いたということが現状だと思います。

なので、法律どおりに、希望する学校に希望する者が行けるということには、なかなかいかないということの現状は私も理解しておりますけれども、スムーズに皆さんおさまるところにおさまっている状態ではなくて、ご父兄の方とか保護者の方は若竹苑を希望しながら、もう何度も何度もそういう中で交渉しながら、入れなかつたという、今までの実情もございますし、公立学校の責務ということであれば、一義的に公立学校に入ったけども、あと受け入れが、結局私立のほかの施設ということでは、やっぱりちょっと逆なんじゃないのかなというふうに私は思っておりますし、今、管理者の方からご説明がありました、一定の方だけに利用してもらうというのではなくて、大勢の方に利用してもらうシステムというものが、ある程度想定されて、この1年間の中で、そういうふうに変えていけるという、ある程度の

見込みがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

○波多野庄砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 実際に、今議員ご指摘のような、ある程度の仕組みを今つくっているわけではありません。ただ、これは構成市町含めまして話し合っていかなければならないと思っておりますので、今、現時点で、こういった方策があるというわけではございませんけれども、これから二市一町でも話し合いながら、そしてここのあり方含めて検討してまいりたいと思っております。今、現時点でいろんな人にご利用していただける方策があるわけではございません。

○波多野庄砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 ありがとうございます。今、管理者がおっしゃっていただいた考え方には、私も大いに賛同するものでありますけれども、事務組合側の、事務局としても、同じ、共通の考えをお持ちなのでしょうか、お伺いいたします。

○波多野庄砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 以前の議会から、何度かお答えさせていただいておりますけれども、今の管理者のお考えと基本的には全く一緒でございます。今後とも二市一町の行政の方々とも協議しながらというふうに考えております。

○波多野庄砂議長 白石議員。

○白石多津子議員 ぜひ、29年度に向けて、もう差し迫った時間でありますので、スピード感を持って進めていただけるように要望しておきます。ありがとうございます。

○波多野庄砂議長 ほかにございますか。

辻議員。

○辻 真理子議員 先ほどの生活介護もそうなんですけども、再来年の平成29年には、地域生活支援拠点の方の設置というのも、法律というものではないんですけども、やはり自立支援協議会の中でも、親亡き後の生活の場であったり、やはりここ、知的の障がいをお持ちの方の入所施設がないということで、主たる介護者である方が急に倒れられたり、入院されるというときに、制度があるけども、それを知らなかつたという方ももちろんおられると思うんですけど、そういった緊急対応的な場所であったり、24時間態勢の緊急連絡先であったり、あと、本当に短期入所、そういう主たる介護をされている方が急に倒れられたときとかに、利用できる短期入所利用というのも、ここ乙訓圏域では結構あるんですが、まだまだニーズはあるけども、受け入れられないという状況がやっぱりあるということをお聞きしてます。

その点、二市一町、地域生活支援拠点で、大体人數的には乙訓圏域で1カ所あればという

ことでは、私も聞いてるんですけども、その点、今動きであったり、いかがお考えか、お聞かせいただければと思います。

○波多野庇砂議長 藤本事務局長。

○藤本正次事務局長 確かに、入所施設、短期の施設についての不足といいますか、自立支援協議会の中からも出ているということは承知しております。我々としては、なかなかそこまで踏み込めない部分がございますけれども、我々の今やっています事業の中で、日中一時支援という形で、いわゆる地域生活支援サービス事業の一環として、日中一時支援という形で、土曜日も開苑いたしまして、夜間7時まで、その人数も、当初の3名から、4名、また5名というふうな形で実質的に増やさせていただいております。その辺で何とか対応させていただいているのが、今の現状でございまして、それ以上の入所どうのこうの施設ということになりますと、またかなり大きな話になってまいります。場所の問題とか、職員の問題等がございますので、その辺については、今のところ、ちょっと具体的な検討はしていないのが現状でございます。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 今、局長も申しましたけれども、確かに介護者が突然病気になられたりとか、最悪の場合亡くなられたりということで、非常にそういう事態がこれから増えてくるものということも想定しておりますし、今現在でも、そういうことがあるのは確かに存じております。

ただ、今申しましたように、人的なこと、それから施設的なこと、いろんなことがございますので、これこそ、先ほど白石議員にも申し上げましたが、民間との協力含めて、対応していくかなければならないと思っております。一施設だけでできることというのは、やっぱり限られておりましますし、そういう意味では、構成二市一町、市町含めて、そして民間の施設も含めて、全て考えていかなければならぬと思っています。

○波多野庇砂議長 辻議員。

○辻 真理子議員 実際に、向日が丘支援学校の、本当に最初に来られている方という人々は、もう50代になられてますので、親御さんも70代、80代、亡くなられている方もおられるんです。その親御さんは、自分たちが、まだまだやっぱり親なんです。私たちが、正直、見たら、もう本当におじいちゃん、おばあちゃんなんんですけど、子どもたちのために、今まだまだしっかりしていないといけないという、すごい気張っておられて、私たちの、例えば親亡き後を聞くと、今、いろんなサービスを使って、在宅で、いろんなホームヘルプだったり家事援助とか、ガイドヘルプ使ってやっておられる親御さんもおられるんですけど、そういうお母さんでも、自分たちが死んだら、あとはもうそのときの時代に任せるとしかない

と、そう言わせてしまってるのって、すごく、寂しいというか、せっかく今制度ができ上がってる中で、本当に安心して子どもたちを、このまま、今の生活を成り立たせていくというのは、ある一定福祉であるのかなと感じているんです。

そういう中で、短期入所というのには、今乙訓でやっておられるところも、本当に緊急であつたら1週間であつたり、2週間という、それこそ行政の方たちがきちんと聞き取りしていただきて、緊急的に行政も動いていただいているんですけど、やっぱり親亡き後の方たちは、体験としても親から離れて、違うところで生活をするという体験の場所という形でも、短期入所を利用したい、しかし、本当に限定して1泊2日であつたり、月に2泊3日という枠でしか利用ができないというのは、それだけのニーズがありますので、そこら辺の部分を踏まえて、今後、管理者、副管理者、おられますので、その点、乙訓で、こうやって福祉が先進してやって来られてる中ありますので、後退しないように、私も要望はさせていただきます。お願いします。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 今、お話を聞いてまして、管理者からは、公の施設という、ここの若竹苑が、一定、固定された利用だけではなくて、よりたくさんの方が利用できるようにというふうに考えているので、まだ具体的にどうということではないけれども、そういうふうになってしまえばよいなと思うというふうにおっしゃられて、ただ、もう一方では、具体的なサービスについて問われれば、一施設だけで考えられることではないというふうにおっしゃっているをお聞きしまして、これはずっとここ乙訓に来させていただいている中で感じていることなんですけれども、ここの乙訓福祉施設事務組合が、ほかの民間の施設とは違うセンター的な機能を持たせた、例えばまだ民間の事業所さんが事業としては取り組めないところに対して、補完的にというか、先駆的に公の施設としてやって、そこからたくさんの方が民間のところに安心して定着して利用していただけるための、まずは入り口のところというような形として、役割を果たしていくのかなというふうにお聞きをしていたら、後では、一施設というふうにおっしゃられるので、民間と同じように並べてというふうにも、一方ではお考えになつていらっしゃるのかなというふうに思いまして、ちょっと、ここ、特に若竹苑なり、ポニーの学校なりということなんですが、民間のほかの施設と、どういう並び方を、図にすると、フロー図にすると、どういう並びのところに位置づけられる施設になっていくのかというのは、もう、その29年度に向けてというふうに、もう課題が、何年かに一度繰り返される課題の、目の前にありますので、ここの施設の位置づけというのを、この際、28年度に向けて、何となくはっきりとしていただきたいなというふうに思っているんです。でないと、例えばショートステイが足りないということがあったときに、若竹苑で余力があるなら

やるべきではないか、生活介護が足りなければ、民間がほかにもうできないとおっしゃってるときには、若竹苑がやるべきではないかということを、ずっと議論してるんですが、そのときそのときで考え方方が定まってないというのが、正直、印象としてありますと、その28年度のところで、公の施設として、ほかの民間の施設と自分たち乙福がどういう位置づけのところに位置して、どういう役割を發揮するのかというところまで、少し方向性を見せいただきたいなというふうに思うんですが、今後の検討の中でというふうに管理者、おっしゃってたので、そういうことも含めて、お考えになっていただくことはできないでしょうか。

○波多野庇砂議長 安田管理者。

○安田 守管理者 議員、御存じのとおり、これは民間と公的施設という、はっきりとした区別というのはつけにくいと思うんです。それぞれ個々人によって症状も違いますし、確実にもう公的施設はここまで、次はこうするというのは、なかなか決めにくいことがまず第一にあると思います。

それプラス、まず管理者、副管理者の考え方の違いもあるでしょうし、もとより構成市町の考え方にも大きな違いがあると思います。そういう中で、一つの事務組合をやってるわけですから、その中で整合性をとつていかなければなりませんので、はっきりとここはこうというのは、なかなか、1年やそこらで、今までの経緯もありますし、決めにくいことだと思うんですけども、大切なことは、利用者にとって何が一番利用しやすいか、利用者にとって一番使いよい施設であるためにはどうすればいいか、そのために民間と我々公がどのような役割分担を持つのか、それをやはり根本的に考えていかなければならないと思います。

○波多野庇砂議長 武山議員。

○武山彩子議員 利用者にとってどんな施設がふさわしいのかというのは、もちろん障がい者福祉の事業をやっている限り、本当に大事な視点だと思うんですが、もう一つは、ほかの民間の事業所さん、一つ一つの単体と違うところは、乙訓圏域障がい者自立支援協議会の事務局があり、乙訓障がい者虐待防止センター、乙訓障がい者基幹相談支援センターがあり、ゼネラルマネジャーさんがおられるということで、介護の認定区分も審査されているとかということで、かなりやっぱり出発のところだったり、緊急的なことを受けるところとして機能を充実させてこられている以上は、入ってこられる利用者さんだけではなくて、乙訓圏域の中で、これから福祉施設を利用されていく、生涯、住みかとしてこの乙訓圏域を選ばれて、利用されていくこれからの方々の量とか質とかを、どういうふうに決めていくのかということを、本当に先導して自立支援協議会の中でも、これまでも引っ張ってきてくださってるとは思うんですけども、本当に、利用者さんだけではなく、からのということを考え

たときに、ここがどうあるべきなのはことは、やっぱり民間の事業所さんではなかなか考えられないところも、公の施設だからこそ考えられるのではないかというふうに思いますので、その視点でも、また考えていただきたいなと思います。結論は、本当に出すのは難しいとは思うんですけども、支援学校の卒業生の保護者さんたちが思われているのは、本当にこの地域で安心して住める施設を増やしてほしいということですから、その増やすということをどのようにしていくかということを考えていくのも、ひとつ、ここの乙福の役割かなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○波多野庇砂議長 ほか、ございますか。

太田議員。

○太田秀明議員 非常に中身が濃い意見だと思います。一部事務組合は、消防、乙環、ありますわね。これは乙訓二市一町全体を見て、ただここだけがちょっと違う形態であるということを考えれば、一部の施設の中に二市一町の首長さんも、議会議員さんも、ここにいらっしゃるという、ある意味では非常にいびつな形だと思うんです。そういう意味では、ちょうど首長さんが変わられたときにしか、なかなか方向転換はできないと思うんです。ですから、一部事務組合である以上、二市一町がかかわってる以上、やっぱり全体をカバーする这样一个色彩を帯びた組合にしていくと、あるいは一朝一夕にはできませんので、そういうような役目を果たしていくという姿勢ですね、でないと、並列でもって、民間と、公立が一つあると、いうことでもってこれだけお金を使っていいのかということと、我々はこれだけ時間を割いて参画していいのかことがありますわね。

だから、そういう視点に立って、ちょっと改革をしていただければ、ちょっと解決、早いかなというふうに、今のままでは、私はいろいろと弊害があると思うんです。いわゆる不平等な状況をずっと引きずって運営していくという形になると思い、私はよくわかりませんけども、そのように見受けられますので、ぜひこの機会に、真剣にちょっと、時間をかけずに、取り組んでいただきたい、取り組むのには時間をかけていただいて、早いこと結論を出していただきたいなというふうに、管理者、副管理者、ひとつ、乙環のことも含めて、お願いしたいなというふうに思います。

○波多野庇砂議長 ほか、ございますか。

森田議員。

○森田俊尚議員 資料の請求になるのか分からないですけど、介護認定の審査結果を、今回もいただいているんですけども、これ、3月当初のときに出るのかなと思いますけど、毎月の状況は、こうしていただいたらわかるんですけども、これが、例えば1年間並びに5年間ぐらいの、一つの流れみたいなものの、そういったものの資料というのは、あるんですよね。

- 波多野庇砂議長 関本介護障害審査課長。
- 関本信夫介護障害審査課長 データとしては用意しております。毎年毎年は決算のときにご報告させていただいております。経年の推移という形で、データとしては持っておりますので、また資料として提出させていただきたいと思います。
- 波多野庇砂議長 森田議員。
- 森田俊尚議員 確かに、見てる限り、7区分ある中で、特に要支援2から要介護2までの間、この間が一番人数的にも多いですし、それと、その辺の状況、そしてまた重度から軽度、軽度から重度、その辺の変化、推移なんかも、できたら、やっぱりこの圏域の中の高齢者がどういうふうな、こういう審査をされているか、審査結果が出るかということを、さらに各市町の認定結果と比較もしたいです、そういう意味で、できたらそういう資料があれば、提出していただきたいと要望しておきます。
- 波多野庇砂議長 関本介護障害審査課長。
- 関本信夫介護障害審査課長 また、ご用意させていただきます。
- 波多野庇砂議長 ほか、ございましたら。
- (「なし」の声あり)
- それでは、これをもちまして、平成27年乙訓福祉施設事務組合議会第4回定例会を閉会いたします。
- 大変ご苦労さまでございました。
- (閉会 午前11時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

乙訓福祉施設事務組合議会議長 波多野 庇 砂

会 議 錄 署 名 議 員 田 村 直 義

会 議 錄 署 名 議 員 福 田 正 人